小出地区まちぢから協議会　部会規程

（趣旨）

第１条　この規程は、小出地区まちぢから協議会規約第２７条第２項の規定により、小出地区まちぢから協議会(以下「協議会」という。)の部会名及び所掌する事項等に関し必要な事項を定めるものとする。

（部会について）

第２条　協議会に設置する部会は、次のとおりとする。

(1) 自治会連合会

(2) コミュニティセンター管理運営委員会

(3) 社会福祉部会

(4) 子ども育成部会

(5) 体育振興会

(6) 防災部会

(7) 地域活動部会

(8) 県道七曲り整備部会

(9) 下寺尾遺跡部会

(10) 小出小学校１５０周年記念事業部会

（部会の所掌する事項等について）

第３条　前条に規定した部会の所掌する事項及び具体的な取り組み内容は、次のとおりとする。

(1) 自治会連合会

ア　自治会相互の連絡調整に関すること。

イ　行政からの伝達事項及び依頼事項に関すること。

ウ　その他、協議会の運営委員会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること。

(2) コミュニティセンター管理運営委員会

協議会と小出地区コミュニティセンター管理運営委員会との連絡調整に関すること。

(3) 社会福祉部会

ア　保健・福祉（共に見守り支え合いすこやかに暮らせるまちづくりに関すること）

イ　観光に関すること。

(4) 子ども育成部会

ア　子育て（次世代の成長を喜びあえるまちづくりに関すること）

イ　学校教育・社会教育（次世代をはぐくむ教育力に富んだまちづくりに関すること）

ウ　教育環境（次代に向かって教育環境ゆたかなまちづくりに関すること）

エ　生涯学習・文化（多様な機会に学び、活動し、交流する、豊かな感性をはぐくむまちづくりに関すること）

(5) 体育振興会

協議会主催又は共催事業の地域活動における体育祭、ニュースポーツ、球技大会、その他必要な事業等の企画・運営に関すること。

(6) 防災部会

ア　防災・減災対策の推進に関すること。

イ　防災・減災等に関する講演の企画・運営及び実施に関すること。

ウ　防災訓練の企画・運営、実施及び検証に関すること。

(7) 地域活動部会

ア　情報交換会、市民集会等の企画・運営及び実施に関すること。

イ　農業・観光に関すること。

(8) 県道七曲り整備部会

ア　県道４０４号（遠藤茅ヶ崎）の整備、連絡調整に関すること。

イ　その他、土木・基盤（だれもが快適に過ごせるまちづくり）に関すること。

(9) 下寺尾遺跡部会

ア　下寺尾遺跡における連絡調整に関すること。

イ　観光に関すること。

ウ　その他、小出地区内に存する遺跡等に関すること。

(10) 小出小学校１５０周年記念事業部会

小出小学校１５０周年記念事業の支援に関すること。

附　則

この規程は、平成２６年３月３日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年５月１５日から施行する。

附　則

この規程は、平成３０年５月１４日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年６月３０日から施行する。